

No. 1167 (2022. 1.20)

令和4年度税制改正案の概要

- | | |
|--------------------|----------------|
| はじめに | 4 その他 |
| I 税制改正案の策定に向けた経緯等 | III 主な論評と今後の課題 |
| 1 令和4年度税制改正の方向性 | 1 主な論評 |
| 2 税制改正案による増減収見込額 | 2 今後の検討課題 |
| II 令和4年度税制改正大綱の概要 | おわりに |
| 1 法人課税 | |
| 2 個人所得課税 | |
| 3 固定資産税（土地）の負担調整措置 | |

キーワード：税制改正、賃上げ税制、新しい資本主義、成長と分配の好循環、法人税、所得税、固定資産税、金融所得課税

- 令和3年12月10日、自由民主党及び公明党により「令和4年度税制改正大綱」が決定され、令和4年度税制改正の具体的な方向性が示された。
- 岸田文雄政権の発足後、初めて策定された令和4年度税制改正案には、政権が掲げる「新しい資本主義」の実現を支援するため、「賃上げ税制」の強化等が盛り込まれた。また、住宅ローン減税や固定資産税（土地）の負担調整措置等も論点となった。
- 最大の焦点となった賃上げ税制については、その効果を限定的とする見方が大勢である。また、令和4年度税制改正案の策定に当たっては、格差是正や脱炭素化など中長期的な重要課題が先送りされたとの批判が見られる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 さとう りょう 佐藤 良

第1167号

はじめに

令和3年12月10日、自由民主党（以下「自民党」）及び公明党により「令和4年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」）¹が決定された。同月24日、与党大綱の内容に基づく「令和4年度税制改正の大綱」（以下「政府大綱」）²が閣議決定された。税制改正を実施するための関連法案は、第208回国会（常会）に提出される見込みである。

与党大綱の策定に向けた議論では、岸田文雄政権が掲げる「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義」の実現を税制面でいかに支援するかが焦点となった。最大の焦点になったのは、賃上げを行う企業の法人税負担を軽減する「賃上げ税制」の強化である。そのほか、住宅ローン減税や固定資産税（土地）の負担調整措置等も論点となった。

本稿では、令和4年度税制改正案の策定に向けた経緯をたどるとともに、与党大綱に示された税制改正案の主な内容を概説する。なお、政府大綱に記載された、税制改正に伴う増減収見込額（国税及び地方税）を巻末に掲げた（巻末表A、B）。

I 税制改正案の策定に向けた経緯等

1 令和4年度税制改正の方向性

令和3年9月29日に開票された自民党総裁選挙の結果、岸田文雄衆議院議員が自民党総裁に選出され、10月4日に第1次岸田内閣が発足した。10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙では、自民党及び公明党が過半数を上回る議席数を維持し、11月10日に第2次岸田内閣が発足した。

岸田首相は、自民党総裁選挙時から経済政策として「成長と分配の好循環による新たな日本型資本主義の構築」を掲げており³、令和3年10月8日の第205回国会（臨時会）における所信表明演説では「新しい資本主義」の実現に向けて、あらゆる政策を総動員すること、その取組の両輪が「成長戦略」と「分配戦略」であること等を述べた⁴。その後、新しい資本主義のビジョンの提示と具体化のために設置された「新しい資本主義実現会議」は、11月8日、岸田内閣がその実現に向けて最優先で取り組むべき施策を整理した「緊急提言」を取りまとめた⁵。同提言は、成長戦略として①科学技術立国の推進、②スタートアップの支援、③デジタル田園都市国家構想、④経済安全保障の4点、分配戦略として①民間部門における分配強化に向けた支援（賃上げ実施企業に対する税制支援、人的資本への投資の強化等）、②公的部門における分

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4年1月5日である。

¹ 自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」2021.12.10。<https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf>

² 「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf>

³ 「岸田文雄の政策集」2021.9, p.4。<https://kishida.gr.jp/wp-content/uploads/2021/09/岸田文雄_政策集_Web版_v2.pdf>

⁴ 「第二百五回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説」2021.10.8。首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/100_kishida/statement/2021/1008shoshinhyomei.html>

⁵ 新しい資本主義実現会議「緊急提言—未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて—」2021.11.8。内閣官房ウェブサイト <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/kinkyuteigen_honbun_set.pdf>

配機能の強化（公的価格の見直し等）の2点を掲げた。同提言は、賃上げ税制の抜本的な強化を含め、税制措置について所要の見直しを検討し、令和4年度税制改正で結論を得るとした。

令和3年11月下旬から与党の税制調査会において令和4年度税制改正案の策定に向けた議論が本格化した。その中でも、税制面で新しい資本主義の実現をいかに支援するかが論点となった。12月10日に決定された与党大綱は、企業が研究開発や人的資本等への投資を強化し、中長期的な収益力を向上させるとともに、その収益を一層の投資や、株主のみならず従業員や下請企業を含む多様な利害関係者（マルチステークホルダー）に還元・循環させることを通じて、持続的な成長を達成することが必要であるとしている。その上で、与党大綱は、こうした取組に積極的な企業に対する税制措置を抜本的に強化するとし、具体策として賃上げ税制の強化等を挙げている（与党大綱、pp.1-2.）。

2 税制改正案による増減収見込額

政府大綱では、令和4年度税制改正による増収減見込額（平年度ベース⁶。以下同様）が示されている。これによると、国税全体では1530億円の減収、地方税全体（国税の税制改正に伴う分を含む。）では7億円の減収が見込まれている。最大の減収項目は、賃上げ税制の見直しを含む「積極的な賃上げ等を促すための措置（国税）」であり、1640億円の減収が見込まれている。主な増収項目としては、「航空機燃料税の税率の見直し（国税）」で150億円の増収、「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止（国税）」で20億円の増収が見込まれている（政府大綱、pp.81-82；巻末表A、B参照）。

II 令和4年度税制改正大綱の概要

1 法人課税

(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置

(i) 賃上げ税制の見直し

賃上げ税制は、企業が賃上げ等に関する一定の適用要件を満たす場合に、給与等支給額の増加額の一定割合について法人税額からの税額控除を認める租税特別措置（時限措置）である。与党大綱は、控除率（給与等支給額の増加額（対前年度）に対する税額控除の割合）について、大企業で最大30%（現行：20%）、中小企業⁷で最大40%（現行：25%）に引き上げるとしている⁸（与党大綱、pp.2, 47-49.）。改正後の控除率は、賃上げと教育訓練費の増加率に応じて増加する仕組みが採られる（表1）。

表1 賃上げ税制の控除率

適用要件	控除率
大企業（控除率は最大30%）	
継続雇用者の給与等支給額が前年度比で3%以上増加	15%
同4%以上増加	25%
（上乗せ措置）教育訓練費が前年度比で20%以上増加	+5%
中小企業（控除率は最大40%）	
全雇用者の給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加	15%
同2.5%以上増加	30%
（上乗せ措置）教育訓練費が前年度比で10%以上増加	+10%

（注）税額控除は給与等支給額の増加額（対前年度）が対象。控除税額は法人税額の20%が上限。（出典）「2022年度 与党税制改正大綱 暮らしや企業 どう影響？」『朝日新聞』2021.12.11；与党大綱、pp.47-49を基に筆者作成。

⁶ 税制改正による税収への影響が通年にわたり全て反映された状態をいう。

⁷ 中小企業向けの措置は、所得拡大促進税制と呼ばれ、中小企業者等（前3事業年度の所得金額の平均額が15億円以下で、資本金1億円以下の法人又は資本を有しない常時使用従業員数1,000人以下の法人等）に適用される。

⁸ 大企業向けの措置と中小企業向けの措置は、ともに令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度に適用される。

大企業では継続雇用者⁹（現行：新規雇用者）の給与等支給額、中小企業では全雇用者¹⁰の給与等支給額が一定以上増加することが適用要件となる。さらに、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員や取引先などのマルチステークホルダーへの配慮についての方針（賃上げの方針を含む。）をホームページ上で公表し、経済産業大臣に届出を行うことも適用要件とされる。この措置には、賃上げに向けた企業への外圧を高める狙いがあるという¹¹。

（ii）従前の賃上げ税制等

賃上げ税制は、第2次安倍晋三政権下の平成25年度に導入され、その後、適用要件等の見直しが繰り返されてきた（表2）。従前の賃上げ税制が賃上げに及ぼす効果は限定的であったとの指摘は少なくない¹²。例えば、財務省「法人企業統計調査」における従業員給与・賞与の合計額は、令和2年度に147.1兆円であり、平成26年度（148.2兆円）より1兆円以上少ない水準に低下していること等を踏まえて、賃上げ税制が実際に賃上げの動機になったかは定かでないとの見方がある¹³（賃上げ税制の適用実績については図1、労働分配率、人件費、従業員給与・賞与の推移については図2を参照）。他方で、平成29年度までのデータに基づく実証研究では、賃上げ税制の適用を受けた企業は受けていない企業よりも労働生産性¹⁴を有意に上昇させているとの結果が示され、賃上げ税制は労働生産性を向上させる「良い賃上げ」を促している可能性がある¹⁵と指摘されている。

表2 従前の賃上げ税制の適用要件（大企業）

改正年度	主な適用要件*	控除率
平成25 (創設)	①平成24年度と比較して給与等支給額が5%以上増加 ②給与等支給額が前事業年度以上 ③平均給与等支給額が前年度以上	給与等支給額の増加額（以下「増加額」）（対平成24年度）の10%
平成26	①平成24年度と比較して給与等支給額が一定割合（対象年度ごとに2%、3%、5%）増加 ②給与等支給額が前事業年度以上 ③平均給与等支給額が前年度超	
平成27	①平成24年度と比較して給与等支給額が一定割合（対象年度ごとに2%、3%、4%、5%）増加 ②・③は変更なし	
平成29	①・②は変更なし ③平均給与等支給額が前年度比で2%以上増加	増加額（対平成24年度）の10% +増加額（対前年度）の2%
平成30	①継続雇用者の給与等支給額が対前年度で3%以上増加 ②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の90%以上 ③【上乗せ措置】当期の教育訓練費が前期・前々期平均の1.2倍以上	増加額（対前年度）の15%+ 【上乗せ】5%
令和2	①・③は変更なし ②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の95%以上	
令和3	①新規雇用者の給与等支給額が対前年度で2%以上増加 ②雇用者給与等支給額が対前年度を上回る ③は変更なし	新規雇用者の給与等支給額の15%+ 【上乗せ】5%

* 上乗せ措置以外は、全ての要件を満たすことが求められる。
（出典）財務省「税制改正パンフレット」各年度版を基に筆者作成。

⁹ 当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいう。

¹⁰ 継続雇用者のみならず、新規雇用者を含む、全ての国内雇用者（役員等を除く。）をいう。

¹¹ 「2022年度 与党税制改正大綱 暮らしや企業 どう影響？」『朝日新聞』2021.12.11.

¹² 例えば「所得拡大促進税制の改正による賃上げ促進効果をどうみるか」『みずほインサイト』2018.3.22. <<https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/research/pdf/insight/jp180322.pdf>> 等がある。

¹³ 「「賃上げ」税制 今度こそ？」『朝日新聞』2021.11.26.

¹⁴ 「労働生産性（従業員1人当たりの付加価値）＝付加価値÷従業員数」と定義される。

¹⁵ 小山祥子「賃上げ税制は労働生産性の向上に結び付くのか—所得拡大促進税制の導入効果分析—」『PRI Discussion Paper Series』No.20A-07, 2020.6. <https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron326.pdf>

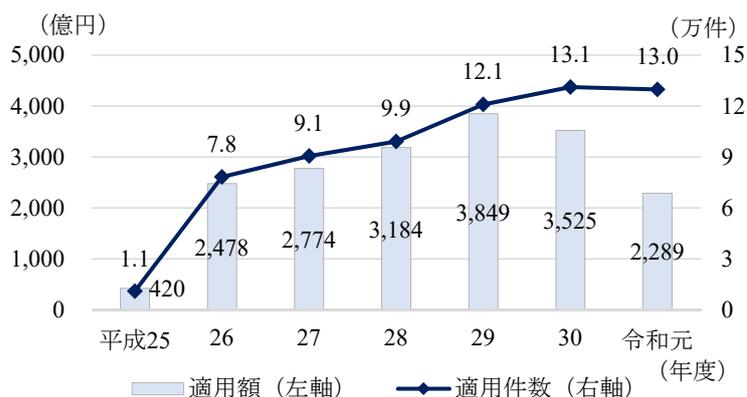
なお、従前の賃上げ税制では、賞与を含む給与等支給額の増加が適用要件とされてきた。与党大綱の策定に向けた議論では、当初、宮沢洋一自民党税制調査会長は、基本給の増加のみを適用要件とすることを軸に議論を進める意向を示していた¹⁶。その背景には、従前の制度では賞与の増加も適用要件に含まれたことで、持続的な賃上げにつながらなかったとの反省があったとされる。しかし、一度引き上げた基本給は引下げが難しく、基本給の増加のみを適用要件とすると、制度の使い勝手が悪くなることから、産業界がこれに反発し、従来どおり、賞与を含む給与等支給額の増加を適用要件とすることで決着したと報じられている¹⁷。

(iii) 賃上げ税制の見直しに対する論評

賃上げ税制の見直しをめぐっては、見直し後の賃上げ税制と給与等の損金算入によって、企業は賃金上昇分の6～7割を法人税額の軽減で取り戻せる計算になり、賃上げのインセンティブが一層強化される、特に雇用増により事業

規模を拡大する中小企業を強力に後押しする制度になる、といった積極的な評価が見られる¹⁸。他方で、その効果は限定的であるとの見方が大勢である。例えば、①法人税を納付しない赤字

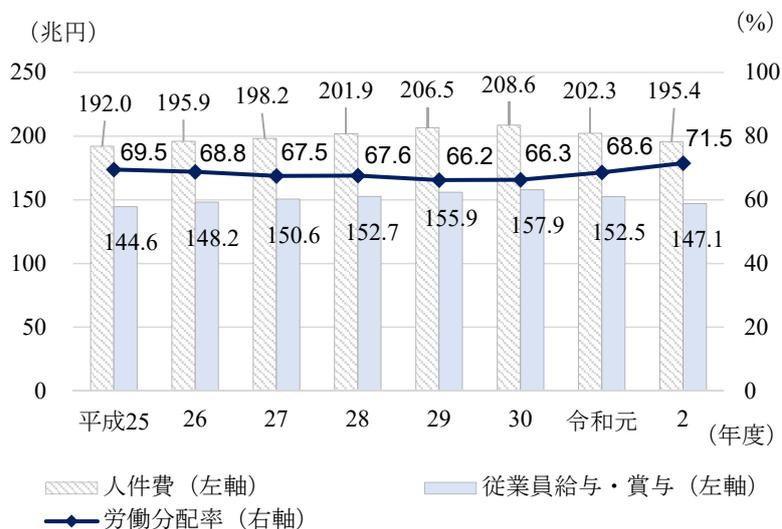
図1 賃上げ税制の適用実績の推移



(注) 中小企業向けの措置の適用実績を含む。

(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」各年度版を基に筆者作成。

図2 労働分配率、人件費、従業員給与・賞与の推移



(注) 労働分配率＝人件費(＝従業員給与＋従業員賞与＋役員給与＋役員賞与＋福利厚生費)÷付加価値額(＝人件費＋営業純益＋支払利息等＋租税公課＋動産・不動産賃借料)

(出典) 財務省「法人企業統計調査(時系列データ)」(金融業、保険業以外の業種(原数値))を基に筆者作成。

¹⁶ 「宮沢・自民税調会長「賃上げ税制強化」意欲 自民税調会長、大綱に改正案方針」『毎日新聞』2021.11.20。

¹⁷ 「アメとムチ 賃上げ進むか」『産経新聞』2021.12.11; 「賃上げ優遇税制、3段階で 大企業、最低条件は3%増」『日本経済新聞』2021.12.8。

¹⁸ 是枝俊悟「税制改正大綱 識者の採点は 労働生産性の向上 不可欠」『毎日新聞』2021.12.11; 同「賃上げ税制が中小企業の事業拡大に追い風となる—令和4年度税制改正大綱解説—賃上げ税制—」2021.12.24。大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20211224_022742.pdf> なお、同氏は、税制だけで賃上げは実現できず、労働生産性の向上が不可欠であること、家計の消費拡大の観点から賞与を除く基本給の増加のみを適用要件にすべきであったこと等にも言及している。

(欠損) 法人 (大企業で3割、中小企業で6割程度) には恩恵がなく、大企業に恩恵が偏る¹⁹、②賃上げ税制が真に効果を持つためには、賃上げ後に税引後利益が減少しないようにすることが求められるが、社会保険料の事業主負担の増加も考慮すると、相当高い控除率を設定する必要がある、その一方で、控除率を相当高くすると、資源配分を攪乱 (かくらん) して設備投資や研究開発投資が阻害され、生産性ひいては賃金が低下する²⁰、③見直し後の制度では、控除率が拡大されるものの、賞与を含む給与等支給額の増加を適用要件とする仕組みには変更がないなど、従前の制度がほぼ踏襲されており、これまで同様、大きな効果は見込めない²¹、等である。①に関しては、税制とは別に、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算において、赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業への支援策として、生産性向上を目的とする「ものづくり補助金」と「持続化補助金」への特別枠の創設と補助率の引上げ等が措置されている²²。また、政府が取り組むべきは、市場機能に基づく労働移動や産業転換を妨げかねない税財政を通じた賃上げへの介入ではなく、人口対策、デジタル化、成長戦略、構造改革等の推進を通じて企業が賃上げしやすい環境を整備することであるとの意見も見られる²³。

(iv) 一部の租税特別措置 (研究開発税制等) の適用を停止する措置の強化

賃上げに取り組む企業には税制支援の強化という「アメ」が与えられると同時に、賃上げにも投資にも消極的な大企業には一部の租税特別措置 (研究開発税制等)²⁴の適用を停止する措置の強化という「ムチ」が講じられる。後者の措置は、平成30年度税制改正で導入されたもので、当初は、①継続雇用者給与等支給額が前期を超えること、②国内設備投資額が当期の減価償却費総額の1割を超えること、のいずれにも該当しない場合に、一部の租税特別措置を適用しないこととされた (当期の所得金額が前期以下である場合は適用対象外)。その後、令和2年度税制改正で、②の要件は、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割の金額を超えることに改められた。さらに、与党大綱は、一定の条件を満たす大企業の場合²⁵には、①の要件について、継続雇用者給与等支給額が前期から1%以上 (令和4年度に開始する事業年度は0.5%以上) 増加していることに改めるとしている (与党大綱, pp.2, 48.)。

¹⁹ 「賃上げ企業の税優遇拡大」『日本経済新聞』2021.10.14; 「社説 来年度の税制 公平性を見極めてこそ」『東京新聞』2021.12.11。なお、国税庁「会社標準調査 令和元年度分」によると、大企業 (資本金1億円超) の欠損法人の割合は27.4%、中小企業 (資本金1億円以下) の当該割合は61.8%である。

²⁰ 野口悠紀雄「経済原則に反する賃上げ税制、賃金ダウンの「逆効果」」『DIAMOND online』2021.12.16。同文献で示された計算方法・仮定によると、賃上げ後に税引後利益が減少しないようにするためには、 a (控除率) $> 1+s$ (社会保険料の事業主負担率) $-t$ (法人税率) となる必要があり、仮に $s=18%$ 、 $t=30%$ とすると、 a を88%より高く設定する必要があるとされる。

²¹ 「「分配」実現には遠く 賃上げ枠組み踏襲 効果は限定的」『東京新聞』2021.12.11。矢嶋康次「脱炭素 骨太な議論避ける」『日本経済新聞』2021.12.11も参照。

²² 「令和3年度補正予算について (中小企業関係)」中小企業庁ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/004_r3_overview.pdf> 「成長への好循環遠く 賃上げ促進 法人税控除条件、3段階」『日本経済新聞』2021.12.11も参照。

²³ 例えば「大機小機 賃上げのカギは成長の展望」『日本経済新聞』2021.11.6; 「政府介入の「お仕着せ」賃上げ 成長への構造転換阻む 生産性の低い企業温存」『日本経済新聞』2021.12.10等。

²⁴ 具体的には、研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制が該当する。

²⁵ 具体的には、①資本金額が10億円以上かつ常時使用従業員数が1,000人以上である場合及び②前事業年度の所得の金額がゼロを超える一定の場合 (=前事業年度に黒字の場合) のいずれにも該当する大企業が対象となる。

(2) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長

オープンイノベーション促進税制は、企業の事業革新につながるオープンイノベーション²⁶を促進するため、令和2年度税制改正で導入された（2年間の時限措置）。同措置は、令和2年度税制改正大綱で、出資の一定額の所得控除を認める点で「極めて異例の措置」と明記された²⁷。同措置では、事業会社（又はその国内ベンチャーキャピタル）が、設立10年未満で非上場のスタートアップ企業に一定の出資（株式取得）をした場合²⁸に、出資額の25%相当額について法人税の所得控除が認められる。経済産業省によると、同措置は令和2年度に112件、約344億円の投資（国内ベンチャー投資全体の約14%）に適用されている²⁹。

与党大綱は、スタートアップ支援の徹底と既存企業の事業革新の促進が「成長と分配の好循環」の実現に必要な不可欠であるとして、オープンイノベーション税制の出資に係る適用要件を緩和した上で、適用期限を2年間延長するとしている。その背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実体経済にもたらされたショック（以下「コロナショック」）により大企業の資本拠出が滞るリスクを抑え、技術革新や協業といった日本経済の底上げへの道筋を保持する狙いがあるという³⁰。出資に係る適用要件の緩和策としては、出資先の対象企業が研究開発型スタートアップ企業³¹の場合に「設立10年未満」から「設立15年未満」に拡大されるほか、出資側に求められる株式の保有期間が「5年以上」から「3年以上」に短縮される（与党大綱、pp.2-3, 49.）。

(3) 5G 導入促進税制の縮小・延長

安全性・信頼性が確保された「5G（第5世代移動通信システム）」設備の導入を促進するため、令和2年度税制改正で5G導入促進税制が導入された（令和2～3年度の2年間の時限措置）。同措置では、政府が認定した導入計画に基づく一定の5G設備³²に対する投資額について、法人税で①15%の税額控除（控除税額は法人税額の20%が上限）又は②30%の特別償却が認められる³³。現行制度の対象者は、①全国5G基地局の前倒し整備を行う大手携帯電話事業者と②工場・農地等の敷地・建物に限定した「ローカル5G」を運用する事業者である。現状では、①

²⁶ 組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流入を活用し、その結果、組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすことをいう。オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会、新エネルギー・産業技術総合開発機構「オープンイノベーション白書—日本におけるイノベーション創出の現状と未来への提言— 第3版」2020.6, p.17. <<https://www.nedo.go.jp/content/100918466.pdf>>

²⁷ 自由民主党・公明党「令和2年度税制改正大綱」2019.12.12, pp.3, 60-62. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786_1.pdf>

²⁸ 出資に係る適用要件のうち1件当たりの規模は、大企業が1億円以上、中小企業が1000万円以上、外国企業に対する出資が5億円以上とされている。なお、所得控除上限額は、1件当たり25億円以下、対象法人1社・1事業年度当たり125億円以下とされている。

²⁹ 経済産業省経済産業政策局産業創造課「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長」『令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項』pp.3-4. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/medi/04y_medi_k_05.pdf>

³⁰ 「オープンイノベーション 出資要件緩和、協業後押し」『日本経済新聞』2021.12.11.

³¹ 売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社をいう。

³² 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づく認定導入計画に従って実施される一定の設備投資が対象となる。認定基準には、①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性（国際規格の採用等）の3つが挙げられる。

³³ 地方税では、①は中小企業者等の法人住民税に適用され、②は法人住民税及び法人事業税に適用される。

の適用を受けた大手携帯電話事業者は、1社に限られている³⁴。

与党大綱は、5G 導入促進税制について控除率（投資額に対する税額控除の割合）等³⁵の見直しを行った上で、適用期限を令和4～6年度の3年間に限定して延長するとしている（表3）。その背景には、事業者に3年間の集中投資を促す狙いがある。控除率は、現行の15%から段階的に3%に縮小される³⁶。条件不利地域（地方）における5G整備を加速するため、最初の2年間は、条件不利地域における控除率がそれ以外の地域（都市部）よりも高く設定される（与党大綱, pp.4, 51-52.）。

表3 5G 導入促進税制の控除率

	全国 5G 整備		ローカル 5G 整備
	条件不利 地域 (地方)	それ以外の 地域 (都市部)	
令和2～3年度	15%	15%	15%
令和4年度	15%	9%	15%
令和5年度	9%	5%	9%
令和6年度	3%	3%	3%

(出典)「5G 整備 3 年内、早期の投資促す」『日本経済新聞』2021.12.11; 与党大綱, pp.51-52 を基に筆者作成。

2 個人所得課税

(1) 住宅ローン減税の見直し・延長

住宅ローン減税は、通常10年間にわたって、住宅ローンの年末残高の1%について所得税からの税額控除を認める制度³⁷である。消費税率10%が適用される住宅取得等については、需要変動を平準化するための特例措置として、控除期間が13年に延長されているほか、11年目以降の3年間には消費税率の引上げ分(2%)の負担に着目した控除額の上限が設定されている(令和4年末までの入居が要件)。

与党大綱は、住宅ローン減税の適用期限を4年延長(令和3年末から令和7年末に延長)するとともに、以下の見直しを講じるとしている。具体的には、①控除率(住宅ローンの年末残高に対する税額控除の割合)を1%から0.7%に引き下げる、②新築住宅の控除期間を原則10年間(特例で13年間)から原則13年間とする、③住宅の省エネ性能に応じて借入限度額に差を設ける³⁸、④適用対象者の所得上限を3000万円から2000万円に引き下げる、等である

³⁴ 「5G 整備 減税縮小へ」『読売新聞』2021.12.4. 認定導入計画(全国5G)の実績については、「認定導入計画(全国5G)」経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone/deployment_plan_nationwide.html> を参照。

³⁵ 控除率以外には、特定基地局が開設計画に係る特定基地局(屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く。)の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであるとの要件を廃止し、5G高度特定基地局を加える、等の見直しが行われる。

³⁶ なお、5G 導入促進税制をめぐるのは、控除率の水準が論点とされてきた。他の投資促進税制の控除率は5～10%程度であるところ、現行の5G 導入促進税制の控除率は15%に設定されている。令和2年度税制改正における導入論議では、与党内には大手携帯電話事業者に対して税制優遇措置を講じること自体に慎重論も見られたが、国内の5G 整備に中国勢が過度に浸透するのを防ぐ「経済安全保障」の観点から、安倍晋三首相及び甘利明自民党税制調査会長(いずれも当時)の強い主導の下で、当初の想定(9%)よりも高い水準(15%)で決着したという経緯がある(「5G 減税「経済安保」が前面」『日本経済新聞』2019.12.12.)。令和4年度税制改正案の策定に向けた議論では、政府・与党内で大手携帯電話事業者への厚遇を続ける必要はないとの声があったと報じられている(「5G 整備 3 年内、早期の投資促す」『日本経済新聞』2021.12.11.)。

³⁷ 所得税から控除しきれない金額がある場合には、個人住民税の一部からも控除される。

³⁸ なお、令和元年度に着工した住宅のうち、国の省エネ基準に適合する住宅(令和4・5年に入居した場合の借入限度額は4000万円以上)は戸建ての約9割、マンションの約7割を占めるという。「住宅ローン減税 期間延長 控除率は縮小」『日本経済新聞』2021.12.11.

(表4)³⁹(与党大綱, pp.5-6, 16-17.)。①控除率の引下げと同時に、②控除期間の延長を行うことで、中間所得層に恩恵が及びやすくなるとされる⁴⁰。

住宅ローン減税をめぐっては、低金利が続く中で、控除額が支払利息よりも大きくなるという「逆ざや」の問題が生じていた。会計検査院は、平成30年度決算検査報告で、住宅ローン減税の控除率である1%を下回る金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が8割程度に上り、適用実態等から見て、制度が国民の納得できる必要最小限のものとなっているか等の検証を行うことが望まれるとしていた⁴¹。国土交通省によると、住宅ローン借入時の銀行手数料等を含む負担額で見れば、控除額が負担額を超えることはなく、逆ざやは解消されるという⁴²。

表4 住宅ローン減税の見直しイメージ

控除率： 1%→0.7% 所得上限： 3000万円 →2000万円	【現行】 借入限度額		【見直し後】 借入限度額		
	認定 住宅	5000 万円	入居年		④その他
			令和 4・5 年	令和 6・7 年	
【新築住宅】 控除期間： 10年→13年	認定 住宅	5000 万円	①認定 住宅	5000 万円	4500 万円
	一般 住宅	4000 万円	②ZEH* ③省エネ 基準適合	4500 万円 4000 万円	3500 万円 3000 万円
【中古住宅】 控除期間：10年	2000 万円		④その他	3000 万円	2000 万円**
			①・②・③ ④	3000万円 2000万円	

* 断熱性能の向上、高効率な設備システムの導入等により、年間1次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。

** 控除期間は10年。

(出典)「住宅ローン 省エネ優遇 減税「13年間」」『読売新聞』2021.12.11; 与党大綱, pp.16-17 を基に筆者作成。

(2) 緊急小口資金等の債務免除益に対する所得税の非課税措置の導入

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した生活困窮者を対象に、一定の生活費を無利子で貸し付ける事業（緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付事業）を実施している。令和4年度からその償還（返済）が開始されるが、借受人と世帯主が個人住民税非課税である場合には償還を免除する特例が設けられている。債務免除益は、通常、所得税の課税対象になるところ、与党大綱は当該貸付けに係る債務免除益について所得税を非課税にしている⁴³（与党大綱, p.28.）。

³⁹ 適用対象となる新築住宅の床面積に係る要件は、令和5年以前に建築確認を受けた住宅について、合計所得金額1000万円以下の者に限り40m²以上（原則50m²以上）に緩和される。なお、令和3年度税制改正で控除期間13年の特例が延長された際にも、この延長分に限り、同様の床面積に係る要件の緩和措置が採られた。

⁴⁰ 国土交通省の試算によると、中間所得層の場合、現行制度では控除可能額の使い残しが生じており、今回の見直しで控除率の引下げと同時に控除期間の延長を行うことで、控除可能額の使い残しが減少し、控除額の総額が増加する可能性があるという。具体的には、年収600万円の夫婦2人（16歳未満）の世帯が住宅ローン（借入額4230万円、返済期間35年、借入金利0.7%）で省エネ基準適合住宅を購入した場合、現行制度における所得税・個人住民税を合わせた控除額の総額は10年間で299万円、見直し後の制度における当該額は13年間で314万円と試算されるという。「住宅ローン 省エネ優遇 減税「13年間」」『読売新聞』2021.12.11.

⁴¹ 「①租税特別措置（住宅ローン控除特例及び譲渡特例）の適用状況、検証状況等について」会計検査院ウェブサイト <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/characteristic30/fy30_kanshin_ch04_p1.html>

⁴² 『日本経済新聞』前掲注(38) なお、住宅ローン減税の見直しに向けた議論では、控除額の上限を支払利息額の上限に合わせる「キャップ制」の導入も検討されたが、個別の利息額を確認する作業など事務負担の増加が懸念され、制度の簡素化の観点から、控除率の一律引下げが採用された（「住宅ローン控除0.7%」『産経新聞』2021.12.7.）。

⁴³ なお、与党大綱は、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない一定の世帯を対象とした「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、令和3年度補正予算で措置された「子育て世帯への臨時特別給付」及び「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、所得税を非課税とし、国税の滞納処分による差押えをしない措置

3 固定資産税（土地）の負担調整措置

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の評価額に負担調整措置（後述）を適用する等して求めた「課税標準額」に対して「税率（標準税率 1.4%）」を乗じて算定される。土地の評価額は、3年ごとに前年1月1日時点の地価公示価格等に基づき評価替えが行われる。評価替え時には、税負担の上昇幅を一定範囲に抑える措置（負担調整措置）が設けられ、商業地等（負担水準⁴⁴が60%未満）の場合には、前年度の課税標準額に評価額の5%を加算した額を当該年度の課税標準額とする仕組みが採られている⁴⁵。

令和3年度は評価替えの年度に当たり、令和2年1月1日の地価公示価格等を基に評価替えが行われるところ、同時点は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前で、全国的に地価が上昇基調にあった。そのため、令和3年度税制改正では、コロナショック下での納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により課税標準額が増加する全ての土地について、令和3年度に限り、令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置が講じられた。

与党大綱は、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満）に係る負担調整措置について、地価上昇に伴う課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行：5%）に半減するとしている（与党大綱, pp.6, 34.）。令和3年度に限り、住宅地を含む全ての土地に適用された、課税標準額を据え置く特例措置は、予定どおり終了となる。与党大綱の策定過程では、地方自治体の財源確保を重視する観点から、自民党は当該措置の終了を主張したのに対し、コロナショック下での事業者負担に配慮する観点から、公明党は商業地での当該措置の延長を主張したとされる。両党の税制調査会長が協議を重ねた結果、上述の折衷案が採られたと報じられている⁴⁶。

4 その他

(1) 航空機燃料税の軽減措置の縮小・延長

令和3年度税制改正では、新型コロナウイルス感染症の影響で航空需要が大幅に減少し、経営環境が悪化した航空業界を支援するため、航空機燃料税を1年間に限り、1kl当たり18,000円から9,000円に半減する特例措置が講じられた。与党大綱は、当該措置について、軽減幅を縮小し、1kl当たり13,000円に引き上げた上で、適用期限を1年延長するとしている（与党大綱, p.73.）。その背景には、足元で航空需要は回復傾向にあるものの、新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の影響で先行きへの警戒感が高まっていること等を踏まえて、一定の軽減が必要との判断があったという⁴⁷。

(2) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止

沖縄が本土に復帰した昭和47（1972）年に、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置が創設された。現在の措置は、復帰前から継続して酒類を製造していた製造場が県内の製造場で製造し、

を講ずるとしている（与党大綱, pp.28-29.）。

⁴⁴ 「負担水準＝前年度の課税標準額÷今年度の評価額（×住宅用地特例率（1/3 又は 1/6））×100」で算定される。

⁴⁵ 負担水準が60～70%の場合には前年度の課税標準額に据え置かれる。

⁴⁶ 「固定資産税 商業地、税額上昇幅半分に」『日本経済新聞』2021.12.11; 「固定資産税 増税抑制策を商業地で延長」『東京新聞』2021.12.11.

⁴⁷ 「航空燃料 軽減1年延長」『読売新聞』2021.12.11; 「税制改正 政府「航空機燃料税」の減幅縮小へ」2021.12.4. NHK ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211204/k10013374121000.html>>

県内に出荷する酒類について、酒税を本則と比べて単式蒸留焼酎（泡盛）で35%、その他（ビール等）で20%軽減するというものである⁴⁸。当該措置は、かねてから廃止論があったものの、地元の要望を踏まえて、軽減割合を変更しながら、今日まで延長されてきた。与党大綱は、復帰50年を迎え、沖縄の酒類製造業界が段階的な軽減措置の廃止を自発的に提言していたこと等を踏まえて、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に軽減措置を廃止するとしている（表5）（与党大綱，pp.14-15，75-76）。

表5 沖縄の酒税に係る軽減措置（軽減割合）見直し

	出荷量*	令和3年現在	令和6年5月15日～	令和8年5月15日～	令和11年5月15日～	令和14年5月15日～
単式蒸留焼酎（泡盛）	多	35%	25%	15%	5%	0%
	少		30%	20%	10%	
	少		35%	35%	35%	
その他（ビール等）		令和3年現在	令和5年10月1日～	令和8年10月1日～		
		20%	15%	0%		

* 軽減割合の見直しは出荷量に応じて3つに区分される。
 （出典）「沖縄の酒税 軽減、段階的に廃止」『日本経済新聞』2021.12.11；与党大綱，pp.75-76等を基に筆者作成。

III 主な論評と今後の課題

1 主な論評

与党大綱の策定に向けた与党内の議論は、秋に行われた衆議院議員総選挙等の影響を受けて、約2週間で決着する「短期決戦」となった⁴⁹。与党大綱で示された改正事項をめぐっては、既存の制度を修正する小幅な改正にとどまり、格差是正の観点からの金融所得課税の見直し、脱炭素社会の実現に向けた税制措置の強化、人口減少時代の税負担の在り方など、中長期的な重要課題が軒並み先送りされたとの批判が多く見られる⁵⁰。他方で、令和4年夏の参議院議員通常選挙後には当面の間、国政選挙が予定されておらず、その間に、負担増を伴う見直しを含め、先送りした議論に腰を据えて取り組むべきであるとの意見もある⁵¹。

賃上げ税制の見直しをめぐっては、第II章 1(1)(iii)で前述のとおり、賃上げのインセンティブを一層強化するとの見方が一部にあるものの、その効果は限定的であるとの見方が大勢である。住宅ローン減税の見直しについては、適用対象者の所得上限の引下げにより富裕層の恩恵を減らす一方で、控除率と控除期間の調整により中間層の恩恵を増やす形となったことや、省エネ性能に優れた新築住宅の取得を促す仕組みとなったことを評価する意見が見られる⁵²。

2 今後の検討課題

(1) 金融所得課税の見直し

我が国の申告所得税では、所得金額が1億円を超えると所得税負担率が低下するという「1億円の壁」と呼ばれる問題が指摘されている。その背景には、①給与所得等は総合課税の対象

⁴⁸ この軽減措置が適用されると、全国流通分や沖縄県外出荷分と比べて、アルコール分が25%の一般的な泡盛720mlでは63円、350mlの缶ビールでは14円、税額が安くなる。「沖縄の酒税 軽減、段階的に廃止」『日本経済新聞』2021.12.11。

⁴⁹ 「「短期決戦」本格議論置き去り」『朝日新聞』2021.12.11。

⁵⁰ 「税制改革の理念見えず」『日本経済新聞』2021.12.11；「社説 税制改正大綱 めざす社会像が見えぬ」『朝日新聞』2021.12.11；「社説 岸田政権の税制改正 分配も脱炭素もかすんだ」『毎日新聞』2021.12.12。

⁵¹ 森信茂樹「課題は先送りした印象」『朝日新聞』2021.12.11。

⁵² 同上；佐藤主光「負担増の議論 踏み込み不足」『東京新聞』2021.12.11。

とされ、超過累進税率（5～45%の7段階）で課されるのに対し、金融所得（利子、配当、株式譲渡益）は基本的に分離課税の対象とされ、比例税率 15%⁵³が適用されること、②高所得者層ほど所得に占める金融所得（特に株式譲渡益）の割合が高いこと等があると考えられている。

岸田首相は、令和3年9月の自民党総裁選挙時に、金融所得課税の見直しにより1億円の壁を打破することを掲げていた⁵⁴。しかし、岸田政権の発足直後に株価の下落が続いたことを受けて、岸田首相は、当面、見直しを実施しない旨を発言し、軌道修正を図った⁵⁵。金融所得課税の強化は、格差是正を目指す象徴的な政策として受け止められており、岸田首相が早々にその実施を先送りしたことで、「新しい資本主義」の内容は曖昧になったとの批判が見られる⁵⁶。

与党大綱は、高所得者層で所得税負担率の低下が生じていることに言及した上で、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税の在り方について検討する必要があるとしている⁵⁷。その際には、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行うとしている（与党大綱、pp.9-10.）。ただし、具体的な見直しの方向性や実施時期は示されていない⁵⁸。

(2) カーボンプライシング

政府は、令和32（2050）年までに温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を全体としてゼロにするという「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組を進めている。二酸化炭素の排出を抑制するための政策手段の1つに「カーボンプライシング」がある。これは、二酸化炭素の排出に価格付けを行い、市場メカニズムを通じて排出を抑制するもので、①炭素税（政府が排出される二酸化炭素量に応じて課税し、炭素価格を決定する。）と②排出量取引制度（政府が事業者に排出量の上限を設定し、事業者が排出枠の市場取引を行う。）に大別される⁵⁹。カーボンプライシングをめぐるのは、令和2年末に菅義偉首相（当時）が導入検討を指示し、経済産業省と環境省で議論が進められてきた。環境省は、令和4年度税制改正要望で、初めてカーボンプライシングについて要望項目に盛り込んでおり⁶⁰、与党大綱の策定に向けて、その

⁵³ 地方税である個人住民税5%を合わせると税率20%が適用される。平成25（2013）年から令和19（2027）年末まで課される復興特別所得税（所得税額に対して税率2.1%、税率換算で0.315%）を加えた税率は20.315%となる。

⁵⁴ 「岸田文雄の政策集」前掲注(3)、p.5.

⁵⁵ 「（時時刻刻）政策の目玉 いきなり先送り 株価影響考慮か「与党で議論を」」『朝日新聞』2021.10.12.

⁵⁶ 同上

⁵⁷ なお、令和3年度税制改正を実施するための「所得税法等の一部を改正する法律案」（第204回国会閣法第7号）の委員会採決時には、中間層の減少、高所得層と低所得層の二極化等が進行していることに鑑み、所得税や贈与税などの在り方を改めて見直し、所得再分配機能・資産再分配機能の強化を検討することへの十分な配慮を政府に求める附帯決議が付された（第204回国会衆議院財務金融委員会議録第8号 令和3年3月2日 pp.9-10; 第204回国会参議院財政金融委員会議録第7号 令和3年3月26日 p.9.）。

⁵⁸ 与党大綱には、①上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式を所得税と統一（現行制度では、課税所得900万円以下の納税者が所得税の確定申告で総合課税を選択し、個人住民税で申告不要（源泉徴収税率5%）の届け出を行うことで税負担を軽減できる場合がある。）、②総合課税の対象となる大口株主の定義を拡大、等が盛り込まれ、「静かなる金融所得増税」が行われたとの指摘もある。是枝俊悟「静かなる金融所得増税」が行われる」2021.12.13. 大和総研ウェブサイト <https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20211213_022705.pdf>

⁵⁹ 根本寛之「カーボン・プライシングの導入に関する諸外国の取り組みとわが国への示唆」『JRIレビュー』9(93), 2021, pp.22-23. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/12739.pdf>>; 日本エネルギー経済研究所「温室効果ガス排出削減のためのカーボンプライシング等の政策手法に関する調査」2020.3.31, pp.1-9. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000066.pdf>

⁶⁰ 環境省「税制全体のグリーン化の推進」『令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）』財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/env/04y_env_k_01.pdf>

動向が注目されていた。与党大綱は、「カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックス」について、政府の議論を踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進等の観点から、専門的・技術的な検討を進めるとしている（与党大綱, p.96.）。政府・与党内の慎重論に配慮し、与党大綱への炭素税など具体策の明記は見送られたという⁶¹。これに対しては、カーボンプライシングの課題に一層取り組むべきであったとの意見が見られる⁶²。

(3) その他

与党大綱は、企業がイノベーションよりも経費削減や製品価格の値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体では縮小均衡が生じたと述べた上で、来年以降、積極的に未来への投資に取り組む企業には支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用していない企業には行動変容を促す方策について幅広く検討を行うとしている（与党大綱, pp.3-4.）。

車体課税については、令和3年度税制改正大綱で、自動車業界が大変革（電気自動車の普及、自動運転技術の向上、所有から利用への変化等）に直面する中で、税制面でもこれに対応する必要があるとして、次のエコカー減税等の期限到来時（令和5年度税制改正で対応予定）に抜本的な見直しを行う方針が示されていた⁶³。与党大綱でも、この方針に基づき、引き続き検討を進めることが掲げられている（与党大綱, pp.7-8, 97.）。

そのほかにも、与党大綱は、①我が国の経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税の諸控除の在り方、②私的年金等について拠出・運用・給付の各段階を通じて適正かつ公平な税負担を確保できる税制の在り方、等について今後検討を行うとしている（与党大綱, p.9.）。

おわりに

岸田政権の発足後、初めて策定された令和4年度税制改正案には、政権が掲げる「新しい資本主義」の実現に向けて「賃上げ税制」の強化等が盛り込まれた。賃上げ税制の見直しをめぐっては、賃上げのインセンティブが一層強化されるといった積極的な評価が見られる一方で、実効性の乏しさを指摘する声が多く聞かれ、政策効果の検証が求められる。また、令和4年度税制改正案では、格差是正や脱炭素化など中長期的な重要課題が先送りされたとの批判が見られる。今後、こうした課題への税制上の対応について議論が深まることが期待される。

⁶¹ 「負担増 議論できず 金融所得課税/炭素税/消費税」『毎日新聞』2021.12.11.

⁶² 森信茂樹「税制改正大綱 識者の採点は 経済成長・格差是正 先送り」『毎日新聞』2021.12.11; 矢嶋 前掲注(21)

⁶³ 自由民主党・公明党「令和3年度税制改正大綱」2020.12.10, pp.10-12, 130. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200955_1.pdf>

巻末表 A 令和4年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
住宅ローン控除の見直し	▲20	50
2. 法人課税		
(1) 積極的な賃上げ等を促すための措置	▲1,640	▲870
(2) 5G 導入促進税制の見直し	10	▲20
(3) 保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	▲50	▲50
法人課税 計	▲1,680	▲940
3. 消費課税		
(1) 航空機燃料税の税率の見直し	150	150
(2) 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止	20	—
消費課税 計	170	150
合計	▲1,530	▲740

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 住宅ローン控除の見直しによる平年度減収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額（1年当たり）の平均額を計上している。

(注3) 完全子法人株式会社等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、所得税及び法人税あわせて、令和5年度に▲0.8兆円の減収が生じ、令和7年度に+0.8兆円の増収が生じることとなる。

(出典) 「令和4年度税制改正の大綱」（令和3年12月24日閣議決定）p.81. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf>

巻末表 B 令和4年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度			初年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	7	13	21			
住宅ローン控除限度額の見直し	7	13	21			
2 法人事業税	▲78		▲78			
(1) 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し	3		3			
(2) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し	▲81		▲81			
3 固定資産税		50	50			
(1) 一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に対する課税標準の特例措置の見直し		41	41			
(2) その他		9	9			
4 都市計画税		1	1			
税負担軽減措置の見直し等		1	1			
合 計	▲71	63	▲7			
国税の税制改正に伴うもの	▲19	19	1			
個人住民税	35	62	97			
法人住民税	▲7	▲43	▲50			
法人事業税	▲46		▲46			
再 計	▲89	83	▲7			

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 個人住民税の住宅ローン控除限度額の見直しによる平年度増収見込額は、令和4年から令和7年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額（1年当たり）の平均額を計上している。

(注3) 固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置の令和4年度の特別な措置による同年度の減収額は、▲471億円と見込まれる。

(注4) 上記の他、「大法人に対する所得割の軽減税率の見直し」に伴う特別法人事業譲与税の増収額は、平年度7億円と見込まれる。

(出典) 「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日閣議決定) p.82. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf>